

平成22年9月

## 平成23年度の税制改正に関する要望書

名古屋税理士政治連盟

会長 和田義弘

# I 平成 23 年度の税制改正に関する要望

本連盟は、平成 23 年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる 11 項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の適正な税負担を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 理解と納得のできる税制
3. 必要最小限の事務負担
4. 時代に適合する税制
5. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取り頂き、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 22 年 9 月

名古屋税理士政治連盟  
会長 和田 義 弘

## II 税制改正に関する要望項目

### 〔所得税関係〕

1. 土地・建物等の譲渡により生じた損益について、損益通算及び繰越控除を認めること。（所法 69、措法 31、32）

#### 〈理由〉

平成 16 年度税制改正により、十分な議論と周知期間がないままに、土地建物等の譲渡損益は他の所得との損益通算・繰越控除が認められなくなった（一定の要件のもと居住用財産については存置）。現行の損益通算規制では、譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の所得の損失について損益通算が認められないため、担税力がない場合でも課税される。また、事業用土地と事業収益は一体であるが、事業の赤字を事業用土地の売却で補填する場合には資金繰りに支障が生じる。なお、居住用財産の譲渡損失は、生活基盤を支える基本的資産の価値の下落による損失が譲渡により顕在化したものであるから、住宅借入金等による買換えや住宅借入金等の残高などの要件を撤廃し、居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めるべきである。

2. 高額給与所得者の給与所得控除額については、一定の限度額を定めること。（所法 28）

#### 〈理由〉

現在の給与所得控除額は上限なく比例的に認められているが、一定額以上の高額な給与収入の場合、限界的に増加した部分の収入について経費が比例的に増加するとは必ずしも言えず、実態を反映しているとは考えられない。したがって、一定額以上の高額な給与収入については、給与所得控除額に限度額を定めるべきである。

3. 給与所得者に対する課税方式を次のとおり改正すること。

- (1) 給与所得者に対する課税については、年末調整と確定申告との選択制とすること。
- (2) 特定支出控除を拡充し、給与所得者が確定申告を行う機会を増やすこと。

（所法 28、57 の 2）

#### 〈理由〉

給与所得者の納税者意識の向上及び個人のプライバシー保護の観点から、

給与所得者が年末調整と確定申告を選択できるような環境を整備するとともに、勤務費用の概算控除としての給与所得控除額の見直しと併せて、特定支出控除の対象範囲を大幅に拡充すべきである。

### 〔法人税関係〕

#### 4. 交際費課税については、交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入とするとともに、定額損金算入限度内の10%課税制度は即時廃止すること。(措法61の4)

##### 〈理由〉

交際費に対する課税は、企業の冗費抑制を図ることがその目的とされている。したがって、本来、冗費や濫費の性格の強い交際費だけを課税対象とすべきである。平成18年度税制改正では交際費の区分について金額基準が示されたが、交際費等の範囲についてはさらに見直しを行い、例えば社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費等から除外するなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすべきである。

また、定額控除限度額内の10%相当額を損金不算入とすることは、税収確保目的以外には根拠がなく、この制度は即時に廃止すべきである。

### 〔所得税・法人税共通〕

#### 5. 少額減価償却資産の取得価額基準を30万円に引き上げること。

(所令138、139 法令133、133の2)

##### 〈理由〉

中小企業等の少額減価償却資産の取得価額基準は、投資の促進やIT社会への対応、事務負担の軽減のため、および制度の簡素化のために、少額減価償却資産の取得価額基準それ自体を30万円に引き上げるべきである。

### 〔相続税・贈与税関係〕

#### 6. 相続税・贈与税の連帯納付義務制度を廃止すること。

##### 〈理由〉

同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者は、その相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について、その相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯納付の責めに任ずるとされている。これは、相続人として自己の納税は完了していても、他の共同相続人の納税が完了するまでは連帯納付義務を負い、さらに、この規定は期間の定

めがないことから、他の共同相続人が延納の許可を受けている場合、長期間にわたって継続することになる。

また、相続時精算課税制度の適用を受けている共同相続人が、受贈財産を費消又は災害等で消失することも予想され、他の共同相続人等に過度な負担を強いる可能性もある。

このような、他の共同相続人が長期間にわたり不安定な状態が続く相続税の連帯納付義務制度は廃止すべきである。贈与税の連帯納付義務についても同様である。

## 〔消費税関係〕

### 7. 消費税の基準期間制度を廃止し、簡易課税制度については当該事業年度申告時における選択制とすること。(消法 37、消令 57)

#### 〈理 由〉

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じることとなったりするような不合理な現象が生ずる。また、免税事業者が課税事業者を選択する場合の届出書の効力発生時期は、提出日の属する課税期間の翌課税期間以降であり、常に1年ないし2年先の状況を予測しなければならない。この判断をすべての中小事業者に求めるには無理がある。したがって、基準期間制度による弊害を解決するために、当該課税期間における課税売上高が1,000万円を超えていれば原則として課税事業者となるようにし、1,000万円以下であれば申告を行うかどうかを選択できる制度とすべきである。

また、簡易課税制度についても、その課税期間の申告時に選択することができる制度とすべきである。

### 8. 請求書等の内容を補う記載がある場合には、仕入税額控除を適用できる帳簿とみなすこと。(消法 37、消令 57)

#### 〈理 由〉

平成9年4月1日以後施行されている「帳簿及び請求書等の保存」の要件については、形式主義が重視される結果、請求書等で確認できる事項についても帳簿への重複記載を強制されるなど、事業者にとって事務処理上過度の負担を強いている。

「請求書の保存」を中心とし、請求書等の不備を補う内容が記載されている帳簿は仕入税額控除の要件を充たす帳簿とみなすべきである。

なお、平成 15 年度税制改正により簡易課税制度及び事業者免税制度の適用対象者が大幅に縮減されたことから、事務負担能力の乏しい中小零細事業者にとっては深刻な問題である。

## 〔納税環境整備関係〕

### 9. 納税者権利憲章(仮称)を制定すること。

#### 〈理 由〉

納税者権利憲章(仮称)の制定に際しては、申告納税制度の更なる発展を目指し、納税者の権利保護と税務行政の円滑な執行が図られるものとする必要があるとあり、特に、適正に申告をしている納税者は尊重されるべきである。

また、納税者権利憲章の実効性を確保するために、国税通則法及び地方税法において、その目的に「税務行政における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資すること」を追加することが適当である。このような観点から、次の項目について検討されるべきである。

①申告手続（申告書等の受理、補正）、②調査手続（調査の事前通知、調査の日時及び場所の変更、調査の対象及び調査理由の開示等、第三者に対する調査の制限、特定職業人の守秘義務の尊重、帳簿その他の物件の預かり、調査における納税義務者等及び第三者のプライバシーの保護、調査記録の閲覧及び謄写、調査終了の通知書）、③処分手続（申請等に対する処分手続、更正又は決定若しくは申請に対する拒否等の処分と弁明の機会・理由附記、不服申立て等の教示）、④苦情申立ての処理手続、⑤納税義務者の代理人選任権、⑥行政指導の内容、⑦通達の制定及び改廃の手続（日本税理士会連合会との協議等を含む。）とその公開。

### 10. 更正の請求について

更正の請求をすることができる期間(現行1年以内)を5年とすること。また、後発的理由による更正の請求の期間の特例(現行2月以内)については、1年とすること。(通法 23、70)

#### 〈理 由〉

課税庁が行う更正処分の期間については、税額を増額するものについては、法定申告期限から3年又は5年以内、減額するものについては5年以内に制限されている。一方、納税者側から更正の請求を行うことができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内とされている。このため、法定申告期限から1年を超え5年以内の期間において減額更正を求めるためには、実務上は「嘆願」により職権更正を待つという不安定な対応を余儀なくされる。このような状況は、納税

者の権利救済制度としては好ましくないので、更正の請求ができる期間を課税庁が行う減額更正期間の5年とすべきである。

また、後発的な理由による更正の請求については、現行ではその理由が生じた日から2か月以内とされているが、税理士が確定申告時に相談を受けた段階で既に更正の請求の期限が徒過している場合もあり、納税者の権利救済の観点から問題があるので、その期限は1年とすべきである。

#### **1 1. 電子申告を普及させるため、新たな電子申告控除制度を制定すること。**

**また、全ての市区町村に対して電子申告が可能となるように早急に整備を図ること。**

##### **〈理 由〉**

現行の電子申告特別控除は、電子証明書の取得促進策の意味合いが強い。電子申告が普及するまでの措置として、新たな電子申告特別控除が継続して受けられるようにすべきである。また、納税者本人の電子署名がなくてもその適用を受けられるようにすべきである。

現在、全ての税務署及び全ての都道府県に対する電子申告は、実現されているが、市区町村に対する電子申告については、1750 市区町村のうち、788 市区町村しか実現されていない(平成22年4月1日現在)。電子申告の利便性の観点から、全ての市区町村に対して電子申告が出来るように早急に整備すべきである。